

さんとするときは前項に準ずること

第七 地方長官は道府縣農地委員會又は市町村農地委員會をして農地の所有者又は権利者に對し其の農地を耕作せしむる爲勧告又は斡旋せしめ得ること

地方長官は農地の所有者又は権利者に對し當該農地を第三者をして耕作せしむる爲賃貸其の他必要なる措置を命じ得ること

前項の命令ありたる場合に於ては農地の所有者又は権利者は賃貸料其の他の事項に關し第三者と協議すべきこと、協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは地方長官の裁定する所に依るべきこと

第八 第七の規定は農地以外の土地にして耕作に利用

て作付を命じ又は一般的に制限若は禁止し得ること

第九 農林大臣又は地方長官は農作物の種類を指定して作付を命じ又は一般的に制限若は禁止し得ること

第十 地方長官は第二若は第四に依る許可に關する處分又は第七第二項(第八に於て準用する場合を含む)に依る命令にして事案の重要なものに付ては道府

縣農地委員會の意見を聽くことを要すること第九に依る命令にして事案の重要なものに付ては農林大臣に在りては農林計畫委員會の、地方長官に在りては農林大臣の指定する機關の意見を聽くことを要すること

第十一 何等の名義を以てするを問はず第二又は第四の禁止を免るゝ行爲を爲し得ざること

第十二 補償すべき損失は第九に依る處分に因り通常生すべき損失とすること

第十三 農林大臣又は地方長官は農地若は耕作に利用し得る土地又は之に關する質借權、地上權其の他の

権利に關し報告を徵し又は當該官吏をして農地若は耕作に利用し得る土地其の他必要なる場所に臨檢し

農地若は耕作に利用し得る土地の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第十四 第七乃至第九又は之に基きて發する命令に依り爲したる手續其の他の行爲は農地又は耕作に利用し得る土地の所有者又は権利者の承繼人に對しても

其の效力を有すること

第十五 本制度は前各號に準じ外地にも之を實施すること

〔參照〕 總動員法第十三條(一部)

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又

ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第三條 厚生科學研究所ニ顧問五人以内ヲ置キ所務ヲ輔ケシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ技師又ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受ケ所務ヲ掌理ス

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル

第六條 教務主事ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 教授及助教授ハ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌究所は新たに厚生科學研究所として時局の要望に隨ひ出發することとなつた。公布の厚生科學研究所官制及び之に附帶する勅令を掲ぐれば以下の如くである。

第八條 事務官ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第九條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ教授及助教授ノ職務ヲ助ク

第十一條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス

第一條 厚生科學研究所官制 (昭和十五年十二月四日勅令第八百四十號)

ノ保健衛生ニ關スル學理應用ノ調查研究及公衆衛生

技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生科學研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師 専任 十八人 奏任 (内一人ヲ勅任ト) (爲スコトヲ得)

教務主事 専任 七人 奏任 (内一人ヲ勅任ト) (爲スコトヲ得)

助教授 專任 四人 奏任

書記 専任 一人 奏任

助手 専任 四十四人 判任

薬劑手 專任 一人 判任

專任 七人 判任

前項定員ノ外十人以内ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

教務主事 専任 一人 奏任

助教授 専任 四人 奏任

書記 専任 一人 判任

助手 専任 四十四人 判任

薬劑手 專任 一人 判任

專任 七人 判任

前項定員ノ外十人以内ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

教務主事 専任 一人 奏任

助教授 専任 四人 奏任

書記 専任 一人 判任

助手 專任 四十四人 判任

薬劑手 專任 一人 判任

專任 七人 判任

前項定員ノ外十人以内ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

教務主事 専任 一人 奏任

助教授 專任 四人 奏任

書記 專任 一人 判任

助手 專任 四十四人 判任

薬劑手 專任 一人 判任

專任 七人 判任

榮養研究所官制及公衆衛生院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ榮養研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭

令ヲ發セラレザルトキハ榮養研究所技師ハ厚生科學研

究所技師ニ、榮養研究所書記ハ厚生科學研究所書記

ニ、榮養研究所技手ハ厚生科學研究所技手ニ、榮養研

究所藥劑手ハ厚生科學研究所藥劑手ニ同官等俸給ヲ以

テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ公衆衛生院職員ノ職ニ在ル者別ニ辭

令ヲ發セラレザルトキハ公衆衛生院教授ハ厚生科學研

究所教授ニ、公衆衛生院助教授ハ厚生科學研究所助教

授ニ、公衆衛生院事務官ハ厚生科學研究所事務官ニ、

公衆衛生院書記ハ厚生科學研究所書記ニ、公衆衛生院

助手ハ厚生科學研究所助手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラ

レタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

高等官官等俸給令中改正
(昭和十五年十二月四日勅令第八百四十一號)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

第十四條中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

第十五條中「公衆衛生院助教授」ヲ「厚生科學研究所助教授」ニ改ム

別表第一表厚生省ノ部中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奏任文官特別任用令中改正

(昭和十五年十二月四日勅令第八百四十二號)

この科では建築衛生特に都市住宅、農山漁村住宅、工場、劇場、學校、事務所其他各種建築の衛生状態調査並びに之が改善及び指導に關する事項を研究する。

(ロ) 建築衛生科

「公衆衛生院事務官」ヲ「厚生科學研究所事務官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今回創立せられた厚生科學研究所の内部機構の概要について同研究所編纂になる「厚生科學研究所の概要」を掲ぐれば以下の如くである。

厚生科學研究所の概要

厚生科學研究所はもと公衆衛生院と稱し昭和十三年

三月其事業が開始せられたものであるが昭和十五年十一月榮養研究所と合併し其組織を變更して厚生科學研究所と改稱せられたものである。

本機關は厚生省の所管する所であつて其の使命は各般の公衆衛生に關する學理應用の調査研究を行ひ、又

衛生技術者若は衛生技術者たるんとする者の養成訓練を爲し斯くて國民保健の向上進展に資せんとするものである。

(一) 調査研究事業

本所には調査事業を行ふ爲左の七部及び三研究室を置いてゐる。

(1) 環境衛生部

この部では乳兒、幼兒及び學童を對象として、

これが衛生全般の研究を行ふ。又小兒の保健は母體の健康に支配せらるゝ所大なるものあるに鑑み

小兒衛生は母體衛生を包含する。

(2) 小兒衛生部

この部では優生學、民族衛生學に關する調査研

究を行ふ。

(3) 國民優生部

この部では母體衛生施設、産業衛生施設、産業醫

學研究所教授ニ改ム

漏、氣流、輻射、煙房、冷房、換氣、煤塵、衣

服、採光、照明、音響等の發育及び體力に及ぼす影響とその對策を考究する。

この部では職業性疾患、産業衛生施設、産業醫

學、職業指導に關する事項を研究し、以て産業從事者の保健並にその能率の増進に關する研究を行ふ。